

「後期高齢者」の終末期医療と刑法

第5回後期高齢者医療の在り方に関する特別委員会
平成18年12月12日

上智大学法学研究科 町野朔(法律学)

AGENDA

- I 「後期高齢者」の終末期医療と刑法の問題
- II 基本的視点
- III 患者が望む医療と医療の中止

I 「後期高齢者」の終末期医療と 刑法の問題

- 後期高齢者の医療の問題を、「医療の中止」についての刑事責任の問題に限定して話す理由
- 「医療の中止」に関する刑事責任論の混迷について
- ガイドラインと刑事責任との関係について

何故、刑法の議論か

- 医療内容に関する医療の裁量権、それを制限するインフォームド・コンセント
- 終末期医療においても基本は同じ
- 生命の短縮と法的(刑法的)責任
- 医療の差し控え(不作為)と医療の中断(作為)
- 医療関係者の不満:「医師は患者のために医療を中止した。それは患者の医師にも合致するし、家族も納得してくれた。どうして警察が出てくるのか。」